

# 雇用類似の働き方に係る論点整理等に関する検討会 中間整理について

資料 2

- ヒアリング、調査等を踏まえて、雇用類似の働き方に関する現状、課題等について整理。
- その上で、雇用類似の働き方に関する保護等の在り方については、
  - ・ 雇用類似の働き方に関する論点は多岐にわたり、現段階では、各論点について議論の収斂には至っていない
  - ・ 他方、優先的に取り組むべき課題を中心に引き続き議論し、その対応の方向性を取りまとめる必要があることから、**本検討会におけるこれまでの議論の内容と今後の検討の在り方について中間的に整理。**

## 雇用類似の働き方に関する保護等の在り方について

### (1) 基本的な考え方、対象者について

- 現在の労働基準法上の労働者性（以下「労働者性」という）が認められない者に対する労働政策上の保護の在り方を検討する視点として、現在の労働者性が適当であるかを念頭に置いておくことは必要であり、継続して検討すべき課題であるが、労働者性の見直しは、これまでの労働者性の判断基準を抜本的に再検討することとなるため、短期的には結論を得ることは困難と考えられる。

このため、**当面は、自営業者であって、労働者と類似した働き方をする者を中心に検討することが適当。**

- 検討に際しては、保護の必要性に関する考え方の整理が必要であり、引き続き検討が必要。

※ 本検討会では、交渉力や情報の質及び量の格差の存在、他人を使用せず個人で働き、その対償として報酬を得て生活している者である観点、自営業者の中でもより労働者に近い者である観点等が指摘。

- 上記の考え方も踏まえ、**「雇用類似の働き方」として保護の在り方を検討すべき対象者については、発注者から仕事の委託を受け、主として個人で役務を提供し、その対償として報酬を得る者を中心として考えることが適当。**  
その上で、**保護の内容ごとに、対象者の具体的な要件を検討することが考えられる。**

## (2) 保護の内容について

本検討会での議論を踏まえ、各検討課題について、3つに整理。

### ① 本検討会で特に優先的に取り組むべき課題

- ・ 契約条件の明示、契約の締結・変更・終了に関するルールの明確化等
- ・ 報酬の支払確保、報酬額の適正化等
- ・ 就業条件
- ・ 紛争が生じた際の相談窓口等

### ② 専門的・技術的な検討の場において優先的に取り組むべき課題

- ・ 発注者からのセクシュアルハラスメント等への対策
- ・ 仕事が原因で負傷し又は疾病にかかった場合等の支援（セーフティネット関係）

### ③ ①・②の検討状況や雇用類似の働き方の広がり等も踏まえつつ必要に応じ検討すべき課題

- ・ スキルアップ・キャリアアップ
- ・ 発注者との集団的な交渉
- ・ セーフティネット関係  
ー仕事が打ち切られた場合の支援等、社会保障等、出産・育児・介護等との両立
- ・ マッチング支援

## (3) 今後の検討について

これまでの本検討会での議論の内容を踏まえ、**優先すべき課題を中心に、ガイドラインによる対応か、法的な対応かといった手法も含め、スピード感を持って検討を行うことが適当**である。

## 放送制作現場における当面の必要な措置について

- 放送分野に関するヒアリング、調査等を踏まえて議論を行い、放送制作現場の実態、課題を整理、分析。
- 契約締結時における契約書の不存在、契約内容の曖昧さ、不明確な報酬額等の事例が見られたほか、本検討会では、実態として労働者に該当する者については、労働関係法令を適用することが重要である旨の意見があった。

上記を踏まえ、放送制作現場における当面の措置として、以下の対応が必要。

- ・ 形式的には雇用（労働）契約以外の契約形態で働く者の中でも、実態として労働者性が認められる者については、**労働関係法令に基づく適切な保護を図ることが必要**。この点に関し、**労働者性の有無に関する情報提供の充実を図ることも重要**。
- ・ その上で、上記に該当しない者については、**契約条件の明示等を促すため、放送制作現場の特徴にも留意しつつ、契約締結に際して活用できるツールの作成、周知等を行うことが必要**。